

令和6年11月8日公表

令和5年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況

群馬県公文書等の管理に関する条例（以下「条例」という。）第33条において教育委員会は特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について毎年度知事に報告することとされています。令和5年度の状況は次のとおりです。なお特定歴史公文書等とは条例第2条第4項に規定する歴史資料として重要な公文書等で文書館に移管されたものです。

1 保存の状況（総数）

（1）所蔵冊数

令和6年3月31日現在

特定歴史公文書等の総所蔵冊数					
	目録に記載された冊数	媒体の種類			目録未記載冊数
		文書・図画	電磁的記録	その他	
41,877	41,877	40,132	811	934	0

（注）「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等

（注）「その他」はマイクロフィルム等

（2）利用制限区分の状況

目録に記載された冊数	利用制限区分の別			
	審査済			要審査
	公開	部分公開	非公開	
41,877	20,335	1,718	2,039	17,785

（注）特定歴史公文書等は条例第12条1項の規定により閲覧等の利用請求を行うことができますが、個人情報が含まれる場合等は同条項第1号から第3号により利用が制限されます。利用の制限に該当するか否かについては内容を確認し判断を行います。判断をまだ行っていないものは要審査に区分されます。

2 移管受入の状況

移管受入冊数	781
--------	-----

（注）関連性を有する公文書のまとまりを簿冊といい、複数冊で簿冊が構成されることもあります。そのため、簿冊単位に換算すると、575件の簿冊を受入れています。

3 利用請求の状況

利用請求冊数			
	うち本人からの 利用請求冊数	送付による 交付請求冊数	移管元実施機関に よる利用冊数
176	62	0	114

（注）利用制限部分もしくは要審査の特定歴史公文書等に対する利用請求のあった冊数です。

簡易閲覧冊数	1,472
--------	-------

（注）利用の促進を図るため、群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則第19条の規定により利用制限のない文書及び利用制限のない部分については利用請求によらず簡易な手続きにより利用を行うことができます。その申し込みのあった冊数です。

4 利用決定の状況

利用決定冊数			
	利用決定	一部利用決定	利用制限決定
176	161	11	4

(注) 利用決定には移管元実施機関による利用冊数114冊を含みます。

5 利用の状況

利 用 の 方 法		
閲 覧 (冊数)	写しの交付	聴取又は視聴
1,534	24,646	0

(注) 写しの交付はコピー枚数及び撮影コマ数

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分に係る審査請求	
審査請求件数	処理件数
0	0